

老岐市監査委員公表第1号

令和5年度定期監査（前期）の結果に関する報告に対し、老岐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月12日

老岐市監査委員 吉田 泰夫
老岐市監査委員 斉藤 和秀
老岐市監査委員 殿川 穂

1 指摘事項等についての措置状況等

No.	監査対象機関	内 容	措置状況等
1	財政課	各種団体等へ交付している市単独補助金について、各種団体等から提出された収支決算書の数値が合わないもの、内容が明確に記載されていないもの等があるので、所管課において内容を精査し、適正な書類の提出を求めること。	補助金交付とは、「市が団体、個人等の行う特定の事業、研究等を助長・育成するために、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり反対給付を求めることなく、金銭給付を行う」ことです。 よって、日頃より、補助金の必要性や妥当性・効果等を検証し関係機関等との調整を図るとともに、収支決算書をはじめ実績報告書等の関係書類についても十分に精査の上、適正な書類の提出となるよう所管課を通じて要請しているところです。 引き続き、補助金等は公費からの支出であり、適切な運用が必要であることを認識し、適切な補助金交付となるよう努めていきます。
2	税務課	未収金（滞納繰越分）の回収整理で、債務承認（残高承認）等の債権保全に関する手続きがなされていないものが見受けられるので、適正に処理すること。	債務承認（残高承認）等の手続きを含む債権の適正な管理については、令和元年度の債権管理班新設以来、毎年の関係課連絡会議及び庁内研修において周知しているところです。 また、債権管理委員会を定例、臨時を問わず毎年複数回開催したうえで各委員から各部署に対する指導も行っております。 今年度から税務課内に新設された債権管理室におきましても、引き続き

			き研修を実施し、当該部署の自覚を促す観点から直接の指導を行います。
3	管財課	旧石田学校給食センター賃借料未収金（滞納繰越分）1件、216,120円について、毎月入金されているので遅延が起きないように管理すること。	引き続き、入金に遅延が起きないように管理に努めます。
4	危機管理課	災害資金貸付金未収金3件、631,000円の回収整理に努めること。 なお、延滞利息の入金がないが、債務承認が取れているか確認すること。	11月2日の監査において指摘されたため、確認したところ、3名とも納付済みであり、提出した一覧表が誤っていたため、別紙のとおり差し替えさせていただきます。 引き続き、災害資金貸付金未収金の回収整理に努めます。
5	SDGs 未来課	①まちづくり協議会交付金事業実績報告の収支決算書で次のとおり不備等が見受けられるので、内容を確認のうえ整備すること。 ア. 各地区共通 その他繰越金の内容が不明確（100万円以上の地区も1地区あり） イ. 霞翠地区まちづくり協議会 ・交付金繰越額1,201,000円が収支決算書の収入と支出の差額と不一致（前年度からの繰越額も1,201,000円） ・建設課からの補助金8,000円の内容が不明確 ウ. 箱崎まちづくり協議会 交付金繰越金882,544円（その他交付金35,037円）が収支決算書の収入と支出の差額と不一致	① ア. 各地区共通 その他繰越金の内容が不明確は、預金利息や寄付金、協力金、自主事業収入等、まちづくり交付金とは別途にまちづくり協議会が収受した金額を翌年度に繰り越すものです。 イ. 霞翠地区まちづくり協議会 ・交付金繰越額1,201,000円が収支決算書の収入と支出の差額と不一致は、当課で出納簿等の内容を確認し決裁の上、市への返還金を決定し、交付金繰越額を決定しています。しかし、収支決算書の支出に返還金の記載がなかったものでした。今後は、まちづくり交付金の収支決算書等の収受に際し、内容を十分に確認・精査します。 ・建設課からの補助金8,000円の内容が不明確は、まちづくり協議会が収受した市道維持管理作業に伴う機械借上料です。 ウ. 箱崎まちづくり協議会 箱崎まちづくり協議会の交付金繰越金882,544円（その他交付金35,037円）が収支決算書の収入と支出の差額と不一致は、当課

		<p>②まちづくり協議会交付金（基礎額）の使用目的の制限はないとのことであるが、活動実績報告書、収支決算書等の内容を吟味し、審査を行うこと。</p>	<p>で出納簿等の内容を確認し、交付金繰越額を決定しています。しかし、収支決算書の収入の雑入に、事業収入のトレッキング参加料を含めての記載がなかったものでした。今後は、まちづくり交付金の収支決算書等の収受に際し、内容を十分に確認・精査します。</p> <p>②まちづくり交付金は地域の課題解決や魅力の向上に向けた自主的かつ主体的なまちづくりのために必要となる経費を交付対象としており、基本的には用途を特定しない交付金となっています。事業実施報告書、交付金実績報告書の収受に際し、内容を十分に確認・精査し、必要な助言を行います。</p>
6	観光課	<p>壱岐夜神楽公演事業補助金について、補助金交付要綱等を整備し、補助金額の算出根拠を明確にすること。</p>	<p>実績報告時に補助金内訳の作成・提出を求め、算出根拠の明確化を図ります。</p>
7	市民福祉課・老人ホーム	<p>①壱岐市連合遺族会から各地区遺族会へ国分忠魂碑清掃費が支出されているが、収支決算書において補助金（助成金）として受け入れている地区、雑収入として受け入れている地区、また、摘要の記載がなく受け入れ先が不明な地区があり、取扱いが統一されていないので、再度、適切な指導を行うこと。なお、補助金額が5,000円の地区と22,000円の地区とがあるので内容の確認を行うこと。</p> <p>②各町老人クラブ連合会補助金は運営費と事業費であるが、運営費は役員手当、交際費も対象となるのか。また、事業経費は不用額が発生</p>	<p>①5,000円は壱岐市連合遺族会が各地区遺族会へ支払う「国分忠魂碑」の清掃費であり、22,000円は壱岐市が補助する「各地区慰霊碑」の管理費となり、管理対象が異なります。明確となるよう、5,000円については雑入として計上するよう各地区遺族会へ申し入れます。</p> <p>②役員手当は対象となりますが、交際費は対象外となります。事業費補助金についてはこれまでも精算を行ってききましたが、今後も実績報告により精算を行い返還等を求めます。</p>

		<p>しているので、目的に合った支出、精算をし、返還等の検討をすること。</p> <p>③災害援護貸付金返還金（滞納繰越分）元金326,490円、利子21,080円は、年金受給月に一部徴収してあるが、回収管理を充分に行うこと。</p>	<p>③今後も納付誓約等に基づき、回収管理を行います。</p>
8	いきいろ子ども未来課	<p>①僻地保育所の閉所による園児の受け入れ体制については、保護者との話し合いを行い、円滑な業務ができるよう努力すること。</p> <p>②保育料未収金（滞納繰越分）1,061,130円の回収に努めること。なお、長期滞納の保育料については、回収状況等を調査し、執行停止などにならないよう債権保全管理を行うこと。</p>	<p>①僻地保育所の閉所による園児の受け入れ体制については、対象施設での保護者説明会を実施しており、現在、6年度の入所に向けて準備を進めているところです。</p> <p>②保育料未収金については、未納者へ督促状送付及び保育所からの納付督促を継続するとともに、電話、家庭訪問による徴収を強化します。また、保護者より同意を取り児童手当からの充当を進めていきます。</p> <p>長期滞納分については、債権管理班指導のもと滞納整理を実施し、不納欠損による処理も含め事務処理を進めていきます。</p>
9	保護課	<p>生活保護扶助費返還金1,408,063円、生活保護扶助費徴収金960,905円の回収整理に努めること。</p> <p>なお、過年度分の生活保護扶助費返還金3,107,272円、生活保護扶助費徴収金16,323,612円、生活保護費返納金968,971円には長期延滞もあるので、債権の保全管理を含め回収整理に努めること。</p>	<p>債権内容や納付状況について、課内で情報共有等を図れるよう債権者ごとにファイリングし、定期的に確認する等管理をしています。</p> <p>また、督促・催告書等の送付や個別訪問も実施しているが、ほとんどが被保護者か低所得者であり、納付計画を見直す等、生活に無理のない範囲で納付を督促しているため長期延滞となっています。</p> <p>なお、法令等に準じ不納欠損処理を実施する予定であり手続きを進めているところです。</p> <p>今後も、債権発生主な原因である不正受給等が発生しないよう、事前に収入の可能性のある被保護世帯の把握と家庭訪問等において、収入</p>

			申告の徹底についても、被保護者及び担当CWへ強く指導しているところです。
10	農林課・農業機械銀行	<p>①農地等災害復旧費受益者分担金未収金（滞納繰越分）3件、205,620円の回収整理に努めること。</p> <p>②堆肥売払未収金（滞納繰越分）3件、206,710円、堆肥センター利用料未収金（滞納繰越分）1件、8,780円を回収整理すること。</p> <p>③農業機械銀行使用料未収金（滞納繰越分）5件、508,980円を回収整理すること。</p>	<p>①農地等災害復旧費受益者分担金未収金（滞納繰越分）、3件に納付書等文書を送付し、自宅訪問も行ったが、留守のため、今後も根気よく電話・訪問による納付督促を続け、年度内に一部納付に努めます。</p> <p>②堆肥売払未収金（滞納繰越分）3件中、2件については、分納誓約書を受領し分納を行っております。分納誓約後、15,000円の納付が行われております。1件については、臨戸・電話による督促を行っているところではありますが、連絡が取れない状況にあります。今後も納付督促を続け、年度末に完納を目指します。</p> <p>また、堆肥センター利用料未収金（1件8,780円）についても臨戸を重ねているところではありますが、納付に至っておりません。今後も子牛セリ市後、販売金の振込が行われる頃をめぐって督促を続けていきます。</p> <p>③農業機械銀行使用料未収金（滞納繰越分）5件508,980円については、その後、分割納付により2件180,000円の納付が行われております。今後も電話・訪問により納付督促を続け、年度内完納に努めます。</p>